

令和元年11月28日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和元年11月28日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

欠席委員(なし)

議長 大橋昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義 則 君

企画財政課長 佐 野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 高 橋 美 樹 君

令和元年11月28日(木曜日) 午前9時27分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会11月会議について

- 1) 議案等について

行政報告7件

報告 8 件

議案 9 件（条例 4 件、補正予算 5 件）

2) 会議の期間及び議事日程について

期間 1 1 月 2 9 日（金）1 日間（別紙のとおり）

3) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時27分 開会

委員長（前原吉宏君） ちょっと早いですけれども、皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の皆様には、先日の美郷町視察研修の際は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、議会運営委員会を始めさせていただきます。

当委員会、出席多数でありますので委員会は成立いたしております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めておりましたが、欠席の申し出がございました。（「多数じゃなくて全員ということ」の声あり）はい、全員です。失礼しました。

委員会、全員出席でありますので委員会は成立いたしております。済みませんでした。

それでは3、議長からの諮問、美里町議会11月会議についてということで、1）議案等について、行政報告からお願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） それではおはようございます。本11月会議につきましても、よろしく御指導お願い申し上げます。

本議会につきましては、行政報告が7件、それから報告が8件、議案9件という内容になっております。

早速、行政報告のほうから御説明をさせていただきたいと思います。座って行きます。

まず初めに、行政報告1つ目につきましては、去る10月12日から13日にかけて東北地方に接近した台風第19号の被害状況及び対応状況について、行政報告をするものでございます。こちらについては資料等は準備しておりませんので、先日行われました全員協議会の資料の主な内容について御報告させていただきたいと思います。

いいですか、行政報告全て。

委員長（前原吉宏君） いいですよ、皆さん。（「はい」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、2件目以降につきましては、工事の入札状況の行政報告となります。まず1つ目が平成30年度三十軒大橋外橋梁補修工事（繰越明許）の入札状況についての報告でございます。

平成30年度三十軒大橋外橋梁補修工事において、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない、予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましては、一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙資料のとおりでございます。

続きまして、次に、令和元年度公共下水道補第2（北浦地区）污水管築造工事の入札状況の報告でございます。

令和元年度公共下水道補第2（北浦地区）污水管築造工事において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましても、一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。

続きまして、令和元年度公共下水道補第3（青生地区）污水管築造工事の入札状況についての報告でございます。

令和元年度公共下水道補第3（青生地区）污水管築造工事において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましても、一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙行政報告の資料のとおりでございます。

続きまして、令和元年度公共下水道補第4小牛田幹線污水管築造工事入札の状況についての報告でございます。

令和元年度公共下水道補第4小牛田幹線污水管築造工事において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましても、一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。

続きまして、令和元年度公共下水道補第5（北浦地区）污水管築造工事の入札状況についてでございます。

令和元年度公共下水道補第5（北浦地区）污水管築造工事において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましても、一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。

最後に、令和元年度南郷第2地区（農集排）管路施設工事の入札状況についての報告でございます。

令和元年度南郷第2地区（農集排）管路施設工事において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましても、一般競争入札によるものでございます。契約締結状況の詳細につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。

以上、行政報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

まとめましたけれども、ただいまの説明について何かございますか。

委員（吉田眞悦君） ちょっと今回の2、3、4、5、6、7の行政報告。まず参加業者が1者しかいないと。全てなんですね。それで、まずこういう状況というのは、正直言って決していい、好ましいことではないと思うんだけど、ただ実際、結果は現場で1者しか参加して、それぞれなかったということなんだろうと思うんだけど、こういう状況についてまず執行部側としてどのように考えているか、分析しているのか。まず最初に。

委員長（前原吉宏君） お願いします。

総務課長（佐々木義則君） そうですね。今お話しのとおり、今回の一般競争入札につきましては、まず要件等といたしましては、ある程度の、町に指名登録されている業者のうち、当然対応できる業者が全体の枠で当然100社を超えるぐらいの、いわゆる資格要件を確保しながら公募はしているところです。決して条件を狭めているとかそういうことではなくてですね、やっではいるところでございますが、いかんせんちょっと応札していただけるところが少ないというのは町にとっても非常に残念なところではあります。

今回の、特に下水道の関係についてはかなり件数が多いんですが、どうしても前年度予算、この工事につきまして追加補正でかなり事業費がつかしました。それらに伴って、今年度に繰り越して、まず管路工事等の事業を行ったという経過もございまして、その後、今年度の予算にかかわる部分を今回発注をしたというようなことで、ちょっと若干時期的な部分も確かにあるかと思われま。どうしても3月末までの工期といった部分での発注ということで、そういった意味では、国の予算つけの関係もあるんですけども、もう少し早い段階でのいわゆる入札執行といった部分も、やはり考えていく必要があるというふうには考えているところでございます。

今年度については、どうしても前年度からの繰り越し事業等もありまして、発注時期がこのタイミングになってしまったという部分について、ちょっと、この辺については御理解をいただきたいと思っております。（「わかりました」の声あり）

委員（吉田眞悦君） 確かに業者の方からすればね、これから年度末までの期間のない、そして寒い時期にというふうな、条件は決してよくない、受け取りにくいということもあるのかもしれないけれども、確かにそういう発注する時期の問題もあると思うけれども、ただ、こういう状況が続くということになってくると、今説明にもあったけれども100社ぐらい登録業者が

あります。たまたま受けていただいたのが町内業者の方々だけなのだけれど、逆にその100社の中に、町内で比較的これに当てはまる参加資格を持っている業者というのはどれぐらいいるのか。そいつはわからないですか。（「わかるんですけども」の声あり）時間かかるならいいけれども。少なからずとも、この2者以外だってあるんですよね。（「はい」の声あり）ただ、数はそんなに多いわけではないんだけど、だからそういう人たちでさえも、結局意欲が余り見えなくなってきたという解釈でいいんだろうかね。

総務課長（佐々木義則君） ちょっとその辺について、その辺までは。

委員（吉田眞悦君） なかなか難しいけれども。ただ、私が心配しているのは、やっぱり決している方向ではないと。競争原理も働かないし。逆に言うとよからぬ、悪いような考え方も憶測で出されると、かえって町でも困るし、業者も困るだろうという思いがあったんです。そういう意味でちょっと心配しているという部分があるわけで、だからなのだけれども、もう少し町としても、来なかったから仕方ないべということだけで済まないというようなことだと思うんです。

あともう1点よろしいですか。（「どうぞ」の声あり）

この橋の関係なただけけれども、これも特殊なこと、金額がずらっと書いてあったけれども、このT & 日本メンテ開発株式会社というのは、前に受け取ってやっている会社だったのかな。初めてなのかな。

総務課長（佐々木義則君） うちのほうの町の工事としては初めての工事という形になります。町の工事として、今まで実績はないということです。

委員（吉田眞悦君） それでほら、どんな工事したのかね。行政報告やるけれども、会社概要というか、初めての部分だからこれ、つけてもらっていたらね。ただ、これはあくまでも行政報告だけだからということ、どうなのかなということ、これについて思ったのね。

総務課長（佐々木義則君） これまでですと、契約の議決案件については、今まで町の事業等をやったことがないような部分については、全ていわゆる会社実績等の資料もつけさせていただいたわけなんですけれども、これまでの今までの資料等を見ますと、行政報告関連については、ちょっと総務課でつけていなかったというようなことだったものですから、今回につきましてもそれと同じような形で、その会社概要のほうまでの資料についてはつけなかったといったような状況になります。

委員（吉田眞悦君） 行政報告だから今までつけていなかったと。それを踏襲したんだということなんだね。今まではそうだったということなんだな。どういう会社の人が受け取って、町

の工事をしているのかということからすれば、今後つけてもらったほうがいいような気はする
んだけれども、その点ちょっとこの中で。（「そうですね」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 今、吉田委員から御提案という形で、初めての業者が行政報告の中で
ということなんですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

委員（千葉一男君） 何といえますかね。議会の役割からいうと、そういう資料をなぜ出した
かということについて、議決案件は当然議決するために欲しいというのはあるんですね、新し
いところは。だけれども、同じように議決じゃなくても、少なくともそれは議決する案件では
ないけれども、その契約が安心できる、あるいは説明ができるためには、やっぱりもう少し説
明がわかるように、つけるのは、議案じゃなくても私は実は必要なんじゃないかなと思います。
それは、報告だけじゃなくほかのものも含めて、なぜつけるかという原点に立ち戻ってこの資
料をつけるという考え方、基本に立ち返ってやっぱり判断するほうが賢明じゃないかなと。た
だ、今の世の中ね、重箱の隅をつつくような議論が多過ぎるので、それとあれすると困るんだ
けれども、具体的にこれは議決するための安全安心を確保するためにも、やはり提示するとい
うことは大事なことだと思うのね。私もやっぱりそう思います、結論は。

委員長（前原吉宏君） ほかに。（「同じく」の声あり）皆さん、同じでよろしいですか。（「は
い」の声あり）

ということで、資料ですね、追加資料ということでもいいですから。（「何か意見があったら」
の声あり）

委員（吉田眞悦君） これは当然町長、副町長との。（「持ち帰って」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） 今お話しのとおり、今の御意見を受けまして、ちょっと持ち帰り、
検討をさせていただきたいと思います。

委員（吉田眞悦君） もし今の場合だと、追加でその分だけ出してもらえばそれで済むこと
ですのね。

委員長（前原吉宏君） その分だけよろしくお願いします。

ほかによろしいですか。

副委員長（平吹俊雄君） 今の工事の関係で一つ意見なんだけれども、この工事場所とい
うのは北浦字天王というんだけれども、あそこは北浦なんですか。（「はい」「住所が」「間違
い」の声あり）

委員長（前原吉宏君） ほかになければ、よろしいですか。（「休憩で」の声あり）

休憩します。

午前9時46分 休憩

午前9時53分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

ほかに大丈夫ですか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次、お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） それでは引き続きまして、議案等のほうに移らせていただきます。

まず、報告第14号専決処分の報告についてでございます。

議案書につきましては1ページ、資料編につきましても1ページとなります。

平成30年度美里町立小学校空調設備設置工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。契約の相手方である株式会社ヤマト東北支店と令和元年9月25日に工事請負変更契約を締結いたしました。詳細につきましては、別紙資料のとおりでございます。

変更契約の主な内容は、小牛田小学校及び南郷小学校において、エアコンを設置する教室をふやしたことによる工事費の増額、不動堂小学校において受変電設備を改修から更新に変更したことによる工事費の増額。また、各校において外部に設置する足場の面積が減少したことによる工事費の減額などでございます。

これらの変更によって、工事請負契約の額は238万6,800円の減額となりました。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か。

委員（福田淑子君） 専決年月日が9月25日で、9月会議の翌日なんですよ。これどうしても間に合わなかった理由はあるんですね。どうしても。翌日なので。

総務課長（佐々木義則君） お話しのとおり、こちらの工事については、最後のほうまで、結局契約した工事に対して内容の変更というか、部分が、いろいろ業者と協議をしながら詰めてきたという経過がございまして、9月会議の中で間に合えばよかったんですけども、ちょっとそこまで整備等ができなかったということで、変更契約が9月25日になってしまったということでございます。それについては御理解をいただければと思います。

委員（福田淑子君） 翌日なんだよね。9月会議終了の次の日に専決するというのがさ。何な

んだらうね。だとすれば、次の日に専決して出てきているんだから、延長を申し込むことだってできるわけでしょう。議会の延長をお願いしますと。あえて専決だからって。翌日なのでね。いとまがなかったと言いながら、少し何日か置いていたら、いとまがなかったんだねと理解できるんですけども、翌日なもので。御理解いただきますと言われればそれまでだけれど、議案でないので。

総務課長（佐々木義則君） 先ほどもお話ししたとおり、専決。まず一つは内容から、お話しあったとおり、今回の部分につきましては総体工事費の10%未満というところの中で、専決処分ということになりました。この部分の金額が大きくなれば当然議決案件といったところにもなり得るところではございますが、どうしても現場サイドで最終的に工事の変更を工期ぎりぎりまで詰めていたという経過の中で、どうしても9月議会で最終的にちょっと間に合わなかったと。報告案件だけのために会期を延ばすという形については、ちょっとそれが私もいいのかどうかということについては、そこまでちょっと確認していない部分ではございますが、今回の部分については、ある意味軽微な変更といった部分の、数字の積み上げということもありまして、工期の末日に変更契約を締結するというような部分が、工事契約書の第19条のほうに明記されておりまして、今回はそれに基づいて9月30日の工期完了前にぎりぎりのところでの変更契約を締結させていただいたという経過でございますので、その辺については御理解いただきたいということでございます。

委員長（前原吉宏君） ちょっといいですか。これについて専決の部分で説明文書がありますので。休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

ただいまの説明についてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次をお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして報告第15号でございます。こちら専決処分の報告でございます。

議案書3ページ、資料編につきましては6ページとなります。

平成30年度美里町立中学校空調設備設置工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。契約の相手方である株式会社ユアテック古川営業所と令和元年9月25日に工事請負変更契

約を締結いたしました。詳細につきましては、別紙資料のとおりでございます。

変更契約の主な内容につきましては、小牛田中学校においてエアコンを設置する教室を減らしたことによる工事費の減額、不動堂中学校においてエアコンを設置する教室をふやしたことによる工事費の増額、南郷中学校の受変電設備の改修に伴って受電盤を増設したことによる工事費の増額、また、各校において外部に隣接する足場の面積が減少したことによる工事費の減額などでございます。

これらの変更契約によって、工事請負契約の額は288万3,600円の増額となりました。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では何もないようですので、次お願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして報告第16号専決処分の報告についてでございます。

議案書5ページ、資料編については11ページとなります。

平成30年度美里町立幼稚園空調設備設置工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。契約の相手方である株式会社ユアテック古川営業所と令和元年9月25日に工事請負変更契約を締結いたしました。詳細につきましては、別紙資料のとおりでございます。

変更契約の主な内容は、南郷幼稚園において設置するエアコンを床置き型から壁かけ型に変更したことによる工事費の減額、各園において外部に隣接する足場の面積が減少したことによる工事費の減額などであります。

これらの変更契約によって、工事請負契約の額は277万5,600円の減額となりました。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございました。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。今議会につきましても御指導

をよろしく願います。

座って失礼させていただきます。

私からは報告第17号専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書につきましては7ページ、資料編につきましては15ページでございます。

令和元年台風第19号の襲来に伴い、令和元年10月12日に特別警戒本部を設置し、町内4カ所に避難所を設置することといたしました。その運営等に要する予算を緊急に追加する必要があったことから、令和元年度美里町一般会計補正予算(第6号)を調製し、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年10月12日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の10ページをお開き願います。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,117万6,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。議案書の22ページです。お開き願います。

3款民生費に431万2,000円を追加いたしました。3項災害救助費の災害救助費に特別警戒本部の設置及び避難所運営等に伴う時間外勤務手当など381万2,000円、ブルーシートなどの消耗品費50万円、それぞれ追加いたしました。

9款消防費に25万円追加いたしました。1項消防費の消防費に土のう製作業務委託料25万円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。前のページの20ページをお開き願います。

17款繰入金に456万2,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に456万2,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容でございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。よろしく願います。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただ今の説明に何かございますか。よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次お願いします。

企画財政課長(佐野 仁君) 続きまして、報告第18号専決処分の報告についてでございます。

議案書につきましては23ページから、資料編につきましては16ページでございます。

令和元年台風第19号の被災に伴い、災害廃棄物収集運搬業務及び被災施設の復旧工事などに要する予算を緊急に追加する必要があったことから、令和元年度美里町一般会計補正予算（第7号）を調製し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の26ページをお開き願います。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,642万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,760万2,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。38ページをお開き願います。

3款民生費に1,023万4,000円追加いたしました。3項災害救助費の災害救助費に被害調査に従事した職員の時間外勤務手当23万4,000円、道路等に堆積した稲わらを除去するための災害廃棄物収集運搬業務委託料1,000万円、それぞれ追加いたしました。

13款災害復旧費に619万2,000円追加いたしました。1項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費に道路災害復旧工事請負費521万9,000円、都市計画施設災害復旧費に蜂谷森公園災害復旧業務委託料77万3,000円、2項文教施設災害復旧費の保健体育施設災害復旧費に、牛飼テニスコートで発生した倒木の撤去業務委託料20万円、それぞれ追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。前のページ36ページをお開き願います。

17款繰入金に1,642万6,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に1,642万6,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容でございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただ今の説明、何かございますか。

委員（吉田眞悦君） 考え方の考えなんだけれども、専決処分でこのときに流木の被害を新規事業として災害廃棄物処理事業があるわけだね。それで、説明書類の16ページの下に新規事業とある。だけれども、ここには新規事業の資料というのは添付がなく、そして後から出てくる議案として一般会計補正予算、39号といったときに、初めて新規事業としての、資料編に出てくる。そのときには、資料編の説明書の裏には新規事業なしになっている。だからこれはあくまで議案として審議してもらわないから、そのときに資料編の中に新規事業としてつけ

ますよと。ただ、報告の場合は新規事業は発生しているんだけど、あくまで専決の項目だよということで新規事業としての説明書はつけませんという解釈で、このような資料のつくり方をしたのかな。

企画財政課長（佐野 仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

吉田議員おっしゃるとおりでございます。10月14日付の専決のときに災害廃棄物処理事業ということで新規に事業を立ち上げさせていただきましたけれども、このときにつきましては道路、水路に堆積しています災害廃棄物と処理をする委託料の1,000万円ほどを専決処分させていただきました。本格的にこの処理事業を運用するに当たりまして、二次対策を本格的に行うことに今後なるわけでございまして、それに伴いまして、今回11月補正予算のほうに予算を計上させていただいておりまして、この事業の内容等が10月14日から内容を精査しまして固まりましたので、11月会議の議案のほうの資料として整理したものを議会の資料としてつけさせていただいたという経緯がございます。本来ならばおっしゃるとおり、新しく事業を立ち上げたときに全体事業をこのように整理できればよかったですけれども、11月会議の補正予算に向けて整備をしていく中でこの内容が整備できましたので、11月会議の議案の一般会計の資料ということで、今回つけさせていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

委員(吉田眞悦君) 確かに私もそうでないのかなという判断は見えていたんだけど、結果的には専決処分がね、19号が去って被害が大分見えてきたという14日の日に、やはりそういう廃棄物の処理をとにかく急がなくちゃならないということでの決断で、そのように決めただとは思っただけけれども。だから、やはりどうなんだろう。今後のことを踏まえてですけれども、そのあらし方というのはこういうあらし方しかやっぱりできないのかな。あくまで新規事業が14日に発生しているんだけど。だけれども、これはあくまで専決の、議会からもきちんとそれをもらっている部分での範疇なんですよ、確かにね。(「緊急避難と同じような」の声あり) もちろん緊急避難も(「そういう意味では緊急避難の」の声あり) だからそのときの事務事業1件というのは、これは正しいのだと思うからね。その事務事業は何やと言われると、ここにはないんです。もちろん議案書にはあるんだよ。見ればわかるんだけど。やっぱりあらし方というのは、やっぱりそのようにしかできないということ……(「人件費なんていう概念が」の声あり) 私もちょうと勉強不足で、こういう方法しかないのかなという思いはしているけれども。あえて確認も含めて。(「大事なことだよ」の声あり)

企画財政課長(佐野 仁君) 本来ならおっしゃるとおりに、事業を新規に立ち上げたときに、この処理事業の実施計画をお示しするのが正解のものだと私たちは思ったんですけど、そ

の事務事業、専決した時点でまだ全体事業費が見通せない中で、この処理事業を資料としてつけるべきか、それとも全体事業が見通せた段階でこれをお示したほうが事務として適切じゃないのかなという判断で、11月会議の補正予算の資料としてつけさせていただいておりますので、今後につきましても、専決した時点で全体が見渡せて、こういうふうにお示しできれば専決の資料としてつけたいと思うんですけれども、今回につきましては11月補正予算によって全体事業が固まりましたので、こちらの資料として今回つけさせていただいたという経緯になってございます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明でいいですか。よろしいですか。

休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

委員長（前原吉宏君） では再開します。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第19号でございます。

議案書につきましては39ページから、資料編につきましては17ページでございます。

令和元年台風第19号で被災した水道施設の復旧に要する費用など、予算を緊急に追加する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年度美里町水道事業会計補正予算（第5号）を令和元年10月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。第2条、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。

議案書の44ページ、45ページをお開き願います。

1款水道事業費用に210万1,000円追加いたしました。3項特別損失の2目災害による損失に210万1,000円追加いたしました。これは、災害復旧に従事した職員の時間外勤務手当と柿ノ木平排水口ののり面が崩落したための応急復旧費であります。また、梅ノ木取水場の原水を受水する着水井の一部が損傷したための修繕、及び損傷した着水井から流出した原水が隣接する住宅敷地内に流れ込んだため、被害者に対して損害を賠償するものでございます。

以上の補正に伴いまして、42ページをお開き願います。

42ページの第3条です。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできな

い経費について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容でございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものでございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明に何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第20号でございます。

議案書につきましては46ページから、資料編につきましては18ページでございます。

令和元年台風第19号で被災した農業集落排水処理施設の復旧に要する予算を緊急に追加する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年度美里町下水道事業会計補正予算（第1号）を令和元年10月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。第2条、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。

51ページ、52ページをお開き願います。

2款農業集落排水事業費用に1,489万6,000円追加いたしました。3項特別損失の2目災害による損失に1,489万6,000円追加いたしました。これは、令和元年台風第19号により発生した農業集落排水処理区域の一部における配水不能箇所のための復旧業務のほか、災害復旧に従事した職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

以上の補正に伴いまして、49ページにお戻りください。中段でございます。

第3条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容でございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして報告第21号専決処分の報告についてでございます。損害賠償の額を定め和解することについてでございます。

議案書につきましては53ページ、資料編については19ページでございます。

令和元年8月16日午前8時ごろ、青生字新一石塚1番地先、町道松ヶ崎1号線を走行していた大崎市鹿島台在住の女性が運転する自動車が、舗装破損箇所に入り入れ、フロントロアアームを損傷いたしました。当該箇所につきましては、直ちに現場状況を確認し、再度被害が発生しないよう舗装の損傷箇所を修復いたしました。この物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙資料のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項により報告するものでございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。

委員（千葉一男君） その状況ですけれども、原因と状況はわかるんですか。道路が破損している状況、原因は何でしょうか。

総務課長（佐々木義則君） いわゆる道路の側溝と路肩のところの部分が結構大きく、いわゆる穴があいていまして、そこに車がどんと乗り入れてフロントロアアームを。

委員（千葉一男君） そういう道路を破損した原因というのは何なんですか。わかりますか。要するに台風とかいろいろあるじゃないですか。何で、何といいますか、経年によって壊れたんだよとか、こういうことで壊れたよという、何かそういうのは調べていますか。

総務課長（佐々木義則君） そこまでは調べていません。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、休憩しますか。では、10分休憩したいと思います。今、半ですので、10時40分に再開します。

休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時38分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

では、議案第35号からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 議案第35号美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書については55ページ、資料編については20ページとなります。

人事院は、令和元年8月7日に、国会及び内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては、一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.4月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

以上よろしくお願いいいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次をお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして議案第36号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては56ページ、資料編については23ページからとなります。

人事院は、令和元年8月7日に、国会及び内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては、一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間3.4月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ町長、副町長及び教育委員会教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、よろしいですか。（「はい」の声あり）

次、をお願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第37号美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は57ページから、資料編につきましては26ページからとなります。

人事院は、令和元年8月7日に、国会及び内閣に対し、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに勤勉手当を年間0.05月分引き上げること等について勧告を行いました。本町においては、これまで人事院勧告に準じて給与改定を行ってきており、このたびも人事院勧告に準じ町の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数等について改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第38号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、御説明を申し上げます。

議案書につきましては75ページ、資料編については50ページからとなります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることにより、新たな会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第39号令和元年度美里町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては81ページから、資料編につきましては67ページでございます。

まず、議案書82ページをお開き願ひます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,582万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,342万2,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、人事院勧告に伴う給与改定の実施及び人事異動等に伴う特別職及び一般職の職員の人件費並びに議員の人件費にかかわる補正、特別会計及び企業会計に対する人件費に要する補助金または繰出金にかかわる補正であります。

人事院勧告に伴う給与改定の実施等に伴う人件費以外の補正予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

101ページをお開き願ひます。101ページの中段でございます。

3款民生費に3,265万8,000円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費に消防施設改修工事請負費199万8,000円、障害者及び障害児福祉費に訪問入浴サービス事業給付費22万

5,000円、それぞれ追加いたしました。消防設備改修工事請負費につきましては、生き生きセンターの自動火災報知設備の断線監視機能が故障しているため、交換が必要となったものでございます。

続きまして、107ページをお願いします。107ページの下段のほうです。

3項災害救助費の災害救助費に、災害廃棄物収集運搬業務委託料2,070万円、災害廃棄物一時集積所管理業務委託料1,024万8,000円、災害廃棄物一時集積所用地借上料24万6,000円、それぞれ追加いたしました。令和元年台風第19号の暴風雨により発生した稲わら等の災害廃棄物の処理に要する経費であります。

続きまして、121ページをお願いします。121ページの中段です。

13款災害復旧費に370万6,000円追加いたしました。1項公共土木施設災害復旧費の都市計画施設災害復旧費に蜂谷森公園災害復旧工事請負費360万円、2項文教施設災害復旧費の保健体育施設災害復旧費に牛飼テニスコートのフェンス修繕料10万6,000円、それぞれ追加いたしました。令和元年台風第19号により被災した施設の復旧に要する経費でございます。

次に、歳入について申し上げます。

94ページ、95ページにお戻り願います。

10款地方交付税に1,958万1,000円追加いたしました。1項地方交付税の地方交付税に特別交付税1,958万1,000円追加いたしました。災害廃棄物処理事業の使用期間に対する措置分の追加でございます。

14款国庫支出金に2,072万4,000円追加いたしました。2項国庫補助金の民生費国庫補助金に地域生活支援事業費等補助金11万2,000円、災害廃棄物処理事業費補助金2,061万2,000円、それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に5万9,000円追加いたしました。2項県補助金の民生費県補助金に地域生活支援事業費等補助金5万6,000円、農業災害対策資金利子補給補助金3,000円、それぞれ追加いたしました。

18款繰入金で1,454万4,000円減額いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で1,454万4,000円減額いたしました。

89ページにお戻り願います。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、農業災害対策資金利子補給金（令和元年台風第19号）、及び農業被害特別対策資金利子補給金（令和元年台風19号）について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「ありません」の声あり）
ないようですので、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第40号令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては122ページから、資料編につきましては69ページでございます。

まず、123ページをお開き願います。

予算本文第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億733万1,000円といたしました。

今回の補正の主なものは、包括的支援事業費における職員人件費の減額であります。補正予算の細部につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

134ページ、135ページでございます。

3款基金積立金に77万3,000円追加いたしました。1項基金積立金に介護給付費準備基金積立金77万3,000円追加いたしました。

4款地域支援事業費で556万3,000円減額いたしました。3項包括的支援事業費・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で包括的支援事業費職員人件費556万3,000円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

前のページ、132ページ、133ページにお戻り願います。

3款国庫支出金で129万6,000円減額いたしました。2項国庫補助金の地域支援事業交付金で包括的支援事業・任意事業国庫交付金129万6,000円減額いたしました。

5款県支出金で64万8,000円減額いたしました。2項県補助金の地域支援事業交付金で包括的支援事業・任意事業県交付金64万8,000円減額いたしました。

7款繰入金で284万6,000円減額いたしました。1項一般会計繰入金で包括的支援事業・任意事業繰入金284万6,000円減額いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。（「なし」の声あり）

では、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第41号令和元年度美里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては136ページから、資料編につきましては70ページでございます。

初めに、第2条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

議案書140ページ、141ページをお開き願います。

1款水道事業収益に14万円追加いたしました。2項営業外収益の2目他会計補助金、14万円を追加いたしました。これは、人事異動による児童手当の増額に伴い、児童手当に要する経費に充当する一般会計補助金を追加するものであります。これによりまして収益的収入合計を7億7,262万5,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。

142ページ、143ページをお開き願います。

1款水道事業費用に157万4,000円を追加いたしました。1項営業費用の1目原水及び浄水費に職員人件費5万5,000円追加いたしました。2目配水及び給水費に職員人件費116万4,000円追加いたしました。4目業務費に職員人件費6万円追加いたしました。5目総係費に職員人件費29万5,000円追加いたしました。職員人件費の内容につきましては、4月の人事異動及び給与改定などに伴う補正でございます。これらによりまして収益的支出合計を7億4,005万4,000円といたしました。

以上の補正に伴いまして、137ページにお戻りください。中段でございます。

第3条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第42号令和元年度美里町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては144ページから、資料編につきましては71ページでございます。

まず、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。

147ページをお開き願います。

1 款病院事業費用で1,475万7,000円減額いたしました。1 項営業費用の1 目給与費で1,475万7,000円減額いたしました。これは、4月の人事異動、人事院勧告に伴う給与改定等に伴うもので、給料等の人件費について精査したことによるものでございます。これにより病院事業費用合計を7億2,545万3,000円といたしました。

この補正に伴いまして145ページにお戻りください。145ページの第3条です。

予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費の補正について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次をお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第43号令和元年度美里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては148ページから、資料編につきましては72ページでございます。

今回の補正予算につきましては、収益的収支、資本的収支、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金について補正を行っております。

初めに、第2条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

151ページをお開き願います。

1 款公共下水道事業収益に145万9,000円追加いたしました。2 項営業外収益の3 目他会計補助金に146万9,000円追加し、5 目雑収益で1万円減額いたしました。

2 款農業集落排水事業収益で339万3,000円減額いたしました。2 項営業外収益の1 目他会計補助金で339万3,000円減額いたしました。

これにより収益的収入合計を10億1,740万1,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

隣のページ、152ページでございます。

1 款公共下水道事業費用に147万1,000円追加いたしました。1 項営業費用の7 目総係費に147万1,000円追加いたしました。これは、4月の人事異動及び給与改定等に伴う補正であります。

2 款農業集落排水事業費用で339万3,000円減額いたしました。1 項営業費用の5 目総係費で339万3,000円減額いたしました。これにつきましても、4月の人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

これによりまして収益的支出合計を9億7,756万4,000円といたしました。

次に、第3条、予算第4条の資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページです。153ページをお開き願います。

1款公共下水道事業資本的収入で24万円減額いたしました。4項補助金の2目他会計補助金で24万円減額いたしました。

これにより資本的収入合計を13億192万3,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

隣のページ、154ページをごらんください。

1款公共下水道事業資本的支出で96万2,000円減額いたしました。1項建設改良費の2目建設諸費で96万2,000円減額いたしました。これにつきましても、4月の人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

これによりまして資本的支出合計を16億2,781万9,000円といたしております。

149ページにお戻り願います。149ページの中段でございます。

第3条です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を3億2,589万6,000円に、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,657万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,972万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億959万2,000円に改めております。

以上の補正に伴いまして、隣のページでございます。150ページ、第4条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、以上といたします。

それでは、議案の説明が終わりましたが、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、議案等については以上とさせていただきます。それでは執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

それでは続けてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、2）会議の期間及び議事日程についてに入っていきたいと思います。

日程、期間につきましては11月29日金曜日1日といたしております。議事日程につきまして

はこのとおりですが、事務局のほうから会議の流れについて説明をお願いしたいと思います。
事務局長（佐藤俊幸君） それでは議事日程のほう、ちょっとごらんいただきたいと思うんですが、お渡ししてあるとおりということで、日程第19までですね。午前中に終わるかどうかはちょっとわからないんですけども、1日の日程ということであればということでございます。
委員長（前原吉宏君） 今、局長から説明いただきましたが、よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、会議の期間及び議事日程については以上といたします。

続きまして、3)陳情、要請等に移っていきます。内容確認のために時間をとりたいと思います。11時15分ぐらいまででいいですか。11時20分。早く終わったら。じゃあ11時15分。

では休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時12分 再開

委員長（前原吉宏君） じゃあ時間ちょっと早いですけれども、再開します。

それでは、内容について1件ずつ確認をしたいと思います。

まず1点目、件名、美里町議会基本条例の検証について。この扱いについてどういたしますか。

議長（大橋昭太郎君） この件について、陳情書を提出する前に實さんとも大分時間をとって話した経緯がございます。それで、この分科会は作業部会だよということを伝えまして、結局は作業部会で検討した内容は特別委員会の中でも検討されるんだということを言いました。ただ、やっぱり会議録の中にどういったような意見が出されたかというのはちゃんと載せるべきでないかといったようなことも言われましたので、そういう部分もあるだろうということは回答しておきました。全部を全文筆記という形をとれば、当然事務局も大変だし、経費もかかってくるというのが現実でないかというようなことも言いましたが、それが基本条例に抵触するから無効であるというような出され方をするとは思いませんでしたけれども、大分それぞれの分科会でも注意するようになったと思いますし、何というんですかね。休憩して作業した部分をちゃんと記録として上げるようになってきているのではないかというふうにも思っております。きのうも第2分科会については途中までですが参加させていただきました。そういうふうに変ってきているなというふうには思っております。これは当然配付のみでいいと思いますけれども、今後もそういったような意味では、各分科会に注意していただければ結構なことだ

と思っております。

委員長（前原吉宏君） 今議長から、説明があったんですけども、各分科会、作業部会の中で注意してもらいたいと。これに関しては配付のみという意見でございますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次の2点目です。ライドシェア反対、地方公共交通の充実を求める意見書採択の要請について、いかがいたしますか。（「配付のみでいいと思います」の声あり）今、配付のみという声がありましたが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、配付のみとさせていただきます。

陳情、要請等については以上といたします。

次に、4、その他に入ります。何かございますか。

事務局長（佐藤俊幸君） 明日の会議の件ではないんですが、早速来週ですね、週明けですと12月会議の議案送付がありまして、一般質問の締め切り、それから木曜日には議会運営委員会ということになりますので、どうぞ皆さん、ひとつよろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ほかにないですか。よろしいですか。

委員（吉田眞悦君） 私的なことですけど、12月会議終了後に例年のとおり予定していますか。場所も例年のとおりですか。（「忘年会の」「休憩したほうがいいのでは」の声あり）

休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

ほかになければ、これをもちまして議会運営委員会を終了したいと思います。では、副委員長、お願いします。

副委員長（平吹俊雄君） きょうはお疲れさまでございました。大分外が寒くなりましたので、インフルエンザ等に注意していただいて、口の中を常にきれいにしていきたいと思います。これも予防のひとつなので、よろしく願いいたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前11時18分 閉会